

2. 各出張所等 別

＜礼文出張所 管内＞

礼文出張所管内 目 次

【I はじめに】	9 4
【II 道路施設編】	9 7
1. 道路の維持管理実施計画	9 8
(1)道路管理一覧	9 9
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6(2024)年度実施計画」	9 9
(3)路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図他	1 0 1
【III 河川施設編】	1 0 3
1. 河川の維持管理実施計画	1 0 4
(1)道管理河川一覧	1 0 4
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6(2024)年度実施計画」	1 0 5
(3)治水系パトロール実施区間他	1 0 7
【IV 砂防・地すべり・急傾斜施設編】	1 0 9
1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画	1 1 0
(1)砂防関係施設一覧	1 1 0
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6(2024)年度実施計画」	1 1 1
【V 海岸編】	1 1 3
1. 海岸の維持管理実施計画	1 1 4
(1)海岸施設一覧(水管理・国土保全局海岸)	1 1 4
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6(2024)年度実施計画」	1 1 5
【VI 資料編】	1 1 6
1. 管内関係機関	1 1 7
2. 水防等資材保管一覧表	1 1 8

I はじめに

【はじめに】

(1) 管内の概況

礼文出張所の所管区域は、礼文町1町からなっています。

礼文島は、稚内の西方約60kmの日本海上に位置する、管内で一番北にある島です。

大きさは、南北29km、東西8km、周囲72km、面積81.64km²で、利尻礼文サロベツ国立公園の一角をなす自然環境に恵まれた地域です。

礼文島の人口は、2,253人（住民基本台帳：令和5（2023）年12月31日現在）です。

気候は、海洋性で対馬暖流の影響を受けて冬場でも-10℃を超えることはめったになく比較的温暖ですが、通年にわたり風が強く体感温度は低く感じます。

主要産業は水産業及び観光で、主な魚種としてホッケ、うに、昆布で豊かな海の幸に恵まれ、又夏には300種もの高山植物が咲き乱れる「花の浮島」として全国に知られており、年間18万人もの観光客が島を訪れます。

出張所が管理する道路・河川等の現況は、道路の管理延長が36.1km、河川管理延長が5.8km、砂防・地すべり・急傾斜施設が19地区、海岸管理延長が49.5kmとなっています。

積雪寒冷・強風の厳しい気象条件や急崖などの地形的要因から公共土木施設は絶えず変化・劣化にさらされており、適時適正な維持管理が求められている状況にあります。

(2) 所管区域

礼文町

(3) 管内図



(4) 管理状況

○道路

区分	路線数	延長km
主要道道	1	22.5
一般道道	3	13.6
合計	4	36.1

○河川

水系名	河川数	管理延長km
大沢川水系	1	5.8

○砂防・地すべり・急傾斜

砂防指定地		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険地域	
箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
8	13.18	6	59.54	5	11.78

※地すべり防止区域は国土交通省指定分

○海岸

海岸名	管理延長km
礼文海岸	49.5

※管理する海岸は、水管理・国土保全局所管分

II 道路施設編

1. 道路の維持管理実施計画

(1) 道路管理一覧

(令和6(2024)年度 稚内建設管理部・礼文出張所)

※延長の単位はkm。令和5(2023)年4月1日現在の数値。出張所合計値はm単位の取りまとめ値により、合計とは合わない主な街路名とは地元協議等により呼び名が一般化している路線を記載(愛称をかっこ書き)

(2) 「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6(2024)年度実施計画」（稚内建設管理部 礼文出張所管内）

道路パトロール業務（通常、定期、夜間、異常時）により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道 路】

管理区分	区 分	内 容	維持管理水準	R6(2024)年度実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修 (橋梁補修)	橋梁補修	破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	道路パトロール（定期）、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
		橋梁塗装	部分的な”われ”や”はがれ”があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	道路パトロール（定期）、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
	施設補修 (トンネル等補修)	トンネル等補修	点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施	道路パトロール（定期）、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
予防管理型、 対症管理型	施設補修 (道路附属物 (小規模附属物) 補修・更新)	道路附属物（小規模附属物）補修・更新	定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	道路パトロール（定期）、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
対症管理型	施設補修 (路面等補修)	舗装補修 (パッチング)	局部的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車両に支障が生じる場合に実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
		路面補修 (オーバーレイ)	わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車両に支障が生じる又は生じる危険性が有る場合に、路面状況に応じて実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
		路面整正（砂利道）	融雪後、走行車両に支障が生じる場合に実施します。その他、降雨等によりわだち掘れや穴ぼこ等が生じる場合に実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			砂利道区間及び事前通行規制区間
		崩土除去、倒木処理、路肩法面補修	局部的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車両の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
施設補修 (作工物補修)	排水施設補修	破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。				
	交通安全施設補修	破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を補修。また、照明の球切れ等は道路パトロール（夜間）結果に基づき実施。				
施設補修 (区画線)	区画線設置	路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は春先に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替えます。また、他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。				

(2) 「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6(2024)年度実施計画」（稚内建設管理部 礼文出張所管内）

道路パトロール業務（通常、定期、夜間、異常時）により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道 路】

管理区分	区分	内 容	維持管理水準	R6(2024)年度実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	機能回復 (除草)	草刈り	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。	通学路を除く郊外地において、地元協議により観光に資する道路として特に重要な区間を、市街地並の管理を行う		草刈図
		伐開	沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車両の通行に支障が生じる場合に除去	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
日常管理型	機能回復 (清掃)	路面清掃	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。		路面状況により三散水車+路面清掃車又は散水車（路面清掃車）	路面清掃図
		法面等清掃	春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が生じた場合に実施します。その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場合等にも、清掃を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
		排水施設清掃	土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
	機能回復 (植栽管理)	樹木剪定	標識等が見えにくくならないよう、また歩行者や車両の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し剪定を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
必要経費	施設維持	機械購入修理費	管理車両の更新修理のための必要経費	路面清掃車、草刈り機械などの修理			
		車庫等整備	管理車両の車庫等更新修理のための必要経費	管内の車庫等の雨漏り補修他			
		道路付属施設等経費	照明灯等の電気料金や、トンネル非常用設備等の電話料金、通信料金等	照明の節電対象路線拡大を検討			
	施設維持 (道路付属)	道路付属施設の保守点検・補修	気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と機器の補修を実施	委託業務により保守点検を実施			

稚内建設管理部 礼文出張所管内図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22第977号)」

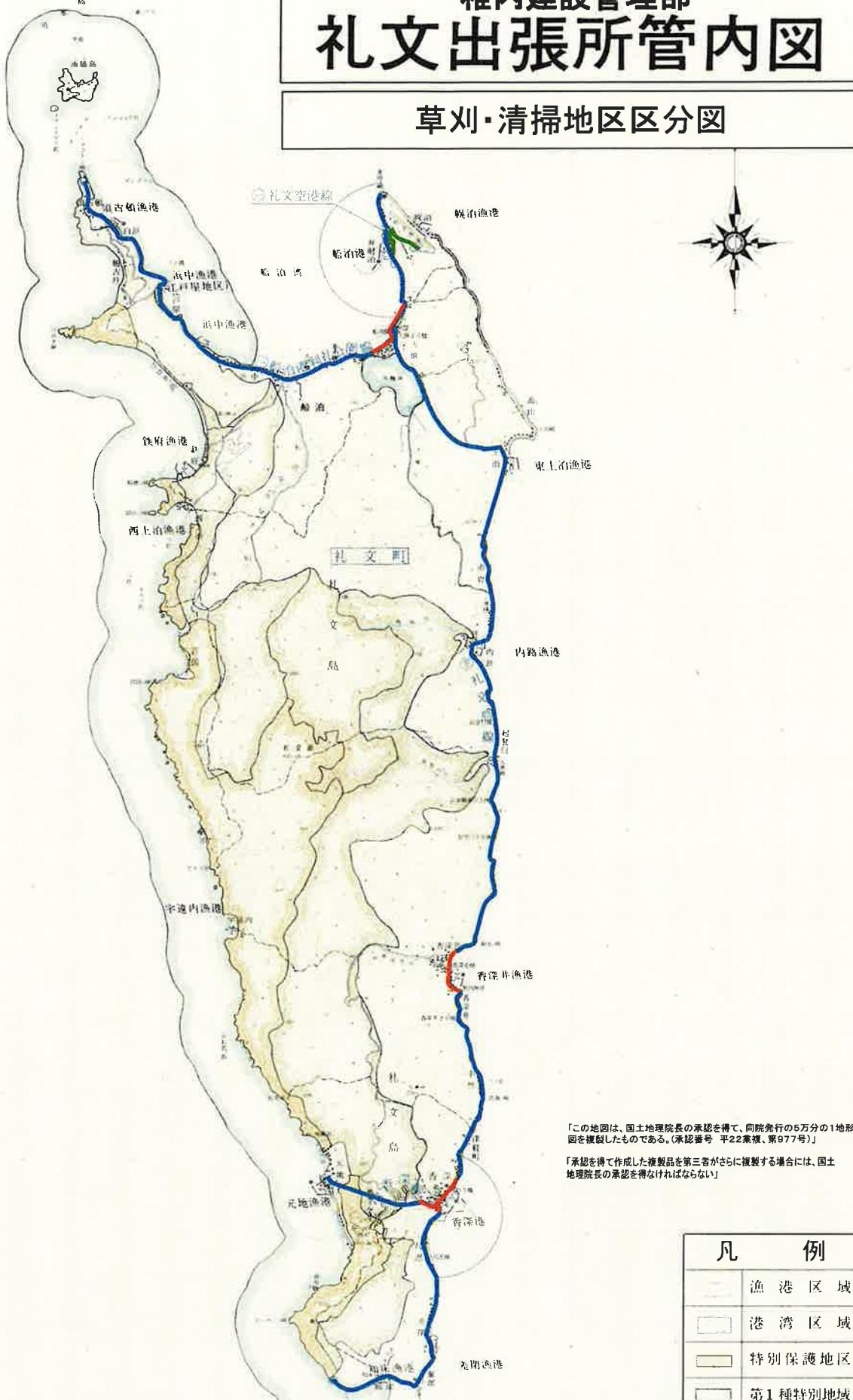
「承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない」

凡例

地区	
DID区間	該当なし
DIDを除く区間	
砂利道	
事前規制	■
規制区間	該当なし

稚内建設管理部
礼文出張所管内図

草刈・清掃地区区分図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22東模、第877号)」

「承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない」

凡例	
■	漁港区域
□	港湾区域
■	特別保護地区
□	第1種特別地域

地区		清掃水準	草刈り水準
市街地	■	春先、降雨の後の土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、市街地では年3回程度、山地を除く郊外地では年2回程度を目安に実施。	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学校1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理。
郊外地	■		
山 地	■		
公園界			

III 河川施設編

1. 河川の維持管理実施計画

(1)道管理河川一覧(礼文出張所管内)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間延長 (km)
2	大沢川	大沢川	礼文町	5.8
	計	1水系1河川		5.8

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6(2024)年度実施計画」（稚内建設管理部 礼文出張所管内）

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見または予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6(2024)年度実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
対症管理型	施設補修	堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や親水目的として利用している箇所の安全点検を実施（GW前）	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○利用施設安全点検結果公表予定	【河川施設安全利用点検結果ホームページアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenniryoutenken/index_anzen.htm	
		護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○利用施設安全点検結果公表予定	【河川施設安全利用点検結果ホームページアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/anzenniryoutenken/index_anzen.htm	
		堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		
		標識設置	老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修			
日常管理型	河川機能回復	低水路整理事業	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去			
		河口掘削	河口に堆積した土砂が、洪水流を阻害し、氾濫被害や水位上昇による周辺の冠水、魚類が遡上できないなどの原因となる恐れがある場合に、河口掘削を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河口の状況を把握し、必要に応じて河口掘削を実施 ○波浪や高潮などの異常気象時は、河口状況の監視を強化し、緊急対応できる体制をとる			
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、橋門等の呑吐口等の結氷閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結氷を除去	○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷等を除去			
		流木除去	河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生の恐れがある場合に、除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生の恐れがある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去	○出水後に関係機関による現地調査実施		

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6(2024)年度実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
河川区域維持	河川区域伐開	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や橋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	〇年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施			
		再生資源等処理	河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	〇年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管			
	その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、規制看板修繕等を実施	〇年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 〇洪水等による災害発生の防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 〇害虫の発生による河川周辺への影響や支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置	〇利用施設安全点検結果公表予定	【河川施設安全利用点検結果ホームページアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkaome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm		
除草	水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間)	該当区間なし					
	上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないように、堤防法面や管理用通路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施	〇河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用通路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施			除草区間図に明示	
	周辺環境	病害虫発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施	〇市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施				
必要経費	河川区域維持	水防資材等購入	洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	〇危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するために必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理	〇防災情報連絡会議により関係機関と保管情報を共有する	〇防災情報連絡会議(4月予定)	

稚内建設管理部
札文出張所管内図

治水系パトロール実施区間



札文海岸

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22第2種第977号)」

「承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない」

凡 例

週2回パトロール	該当なし
週1回パトロール	■
月1回パトロール	■■■
年1回パトロール	■■■■■
ダム	なし
管 理 区 間	■■■■■
車 上 か ら の 日 規 に よ る 認 許 区 間	↑↑↑
砂 防 えん 堤 工	■
床 固 T.	なし
渓 流 保 全 工	なし
遊 砂 地 T.	なし
流 木 捕 捉 工	なし
山 腹 T.	なし
急傾斜地崩壊防止施設	△
地すべり防止施設	Ω
雪崩防止施設	*

【砂防施設】

番号	渓流名・施設名	市町村名
1	小沢川・神社の沢川	礼文町
2	入舟川	礼文町
3	志田川	礼文町
4	尺忍入中の沢川	礼文町
5	知床川	礼文町

【地すべり防止施設】

番号	地区名	市町村名
7	白浜	礼文町
8	浜中	礼文町
9	元地	礼文町
10	元地冷水	礼文町

【急傾斜崩壊防止施設】

番号	地区名	市町村名
11	鉄府2	礼文町
12	白浜	礼文町
13	大唄	礼文町
14	江戸屋2	礼文町
15	起登日2	礼文町

【雪崩防止施設】

番号	地区名	市町村名
16	白浜	礼文町

1:100,000 (1km=1cm)

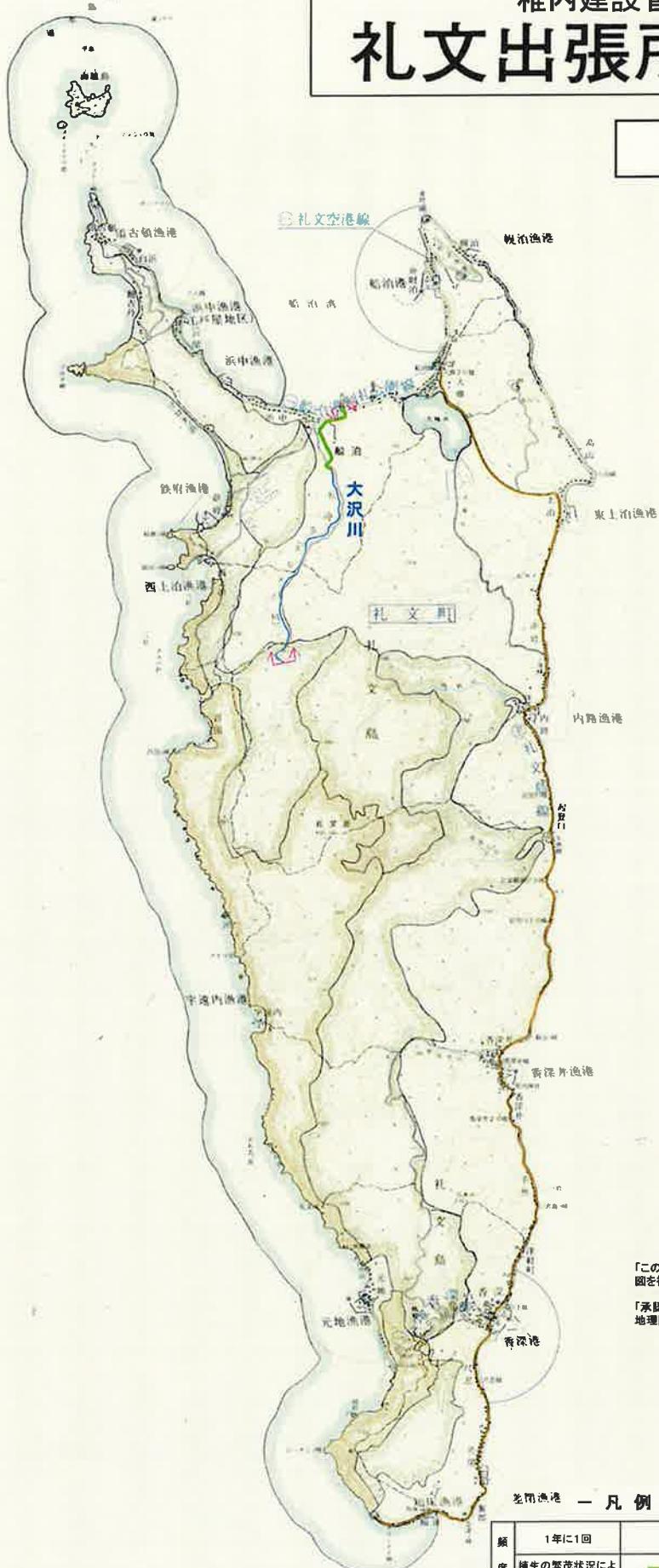
0 1 5km

稚内建設管理部
礼文出張所管内図

河川除草区間



日本海



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22衆復第977号)」

「承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない」

差用漁港 一 凡例 一	
頻度	該当なし
1年に1回	●
種生の繁茂状況により必要に応じて実施	■
ダム	なし
管理区间	上端点 下端点

0

1:100,000 (1km=)

-108-

凡 例	
漁港区域	
港湾区域	
特別保護地区	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	

IV 砂防・地すべり・急傾斜編

1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

(1) 砂防関係施設一覧

砂防設備

番号	級	水系名	溪流名	工種	施工年度	市町村名	備考
1	普	小沢川・神社の沢川	小沢川・神社の沢川	砂防えん堤	S53～S54	礼文町	流路工含む
2	普	入舟川	入舟川	砂防えん堤	S41	礼文町	流路工含む
3	普	志田川	志田川	砂防えん堤	S54	礼文町	流路工含む
4	普	尺忍入中の沢川	尺忍入中の沢川	砂防えん堤	S53～S54	礼文町	流路工含む
5	普	知床川	知床川	砂防えん堤	S43～S44	礼文町	流路工含む
(6)		(元地冷水川)	(元地冷水川)	-	-	(礼文町)	
17	普	トンナイ川	ベッシュ川	砂防えん堤	R3～R7	礼文町	
18	普	トンナイ川	トンナイ川	砂防えん堤	R7～R9	礼文町	
		8地区					

地すべり防止施設

番号	地区名	主要工種	施工年度	市町村名	備考
7	礼文白浜	集水井・明渠	S63～H10	礼文町	
8	礼文浜中	集水井・明渠	H1～H11	礼文町	
9	礼文元地	集水井・明渠	S50～H19	礼文町	
10	礼文元地冷水	集水井・明渠	H7～H18	礼文町	
	4地区				

急傾斜地崩壊防止施設

番号	地区名	主要工種	施工年度	市町村名	備考
11	礼文鉄府2	土留柵工	H2～H12	礼文町	
12	礼文白浜	法面工	S63～H10	礼文町	
13	礼文大備	土留柵工	H15～H23	礼文町	
14	礼文江戸屋2	法面工	H7～H13	礼文町	
15	礼文起登臼2	土留柵工	H11～H13	礼文町	
	5地区				

雪崩防止施設

番号	地区名	主要工種	施工年度	市町村名	備考
16	白浜	雪崩予防柵	H27～H29	礼文町	
	1地区				

※ 番号は、「治水系パトロール図」の位置番号を記入

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6(2024)年度実施計画」（稚内建設管理部 礼文出張所管内）

○ 施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R 6(2024)年度実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	砂防関係施設補修	砂防堰堤等の砂防設備、集水井工等の地すべり防止施設、土留柵工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施	○出水期前の点検及びパトロールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るために、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う			
対症管理型	施設補修	護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修		○出水期前点検（6月頃）	
		法面補修	法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修		○出水期前点検（6月頃）	施設位置 (急傾斜地等)
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修		○出水期前点検（6月頃）	施設位置 (地すべり等)
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修		○出水期前点検（6月頃）	
		標識補修	標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処	○定期的なパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修			
		管理用道路補修	不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処	○定期的なパトロールによる巡視などにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修			
日常管理型	施設機能回復	土砂等除去	土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等を除去			
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより結氷の状況を把握し、必要に応じて結氷等を除去			

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内 容	維持管理水準	R 6(2024)年度実施計画	地域の特記事項	備 考	参考資料 図面表示
		塵芥処理	施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に処理	○定期的なパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥を処理			
		崩土除去	斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能が低下した場合に除去	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等を除去			
		排水施設清掃	土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施			
		法面除草	人家と接近している箇所で草本類が繁茂し、病虫害発生の抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施	○定期的なパトロールによる巡視などにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施			
		河道内伐開	樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合や施設管理上で支障となる場合に除去	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施			

V 海岸編

1. 海岸の維持管理実施計画

(1)海岸施設一覧(水管理・国土保全局海岸)

海岸名	市町村名	管理延長	備考
礼文海岸	礼文町	49,485(m)	
計		49,485(m)	

注1. 管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6(2024)年度実施計画」(稚内建設管理部 礼文出張所管内)

○ 施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持作業を実施します。

【海岸】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6(2024)年度実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	堤防・護岸補修	護岸、堤防の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、計画的に修繕・補修等を実施	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより堤防・護岸の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修			
		斜路補修	斜路の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより斜路の状況を把握し、必要に応じて補修			
		天端被覆工補修	地盤の空洞等により落下や不等沈下が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修			
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修			
		突堤・離岸堤・消波工等補修	突堤等が倒壊により施設の機能に支障が生じる場合や、斜路に隣接する消波ブロックが漁船の上げ下ろしに支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより突堤・離岸堤・消波工等の状況を把握し、必要に応じて補修			
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修			
		階段・手摺補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより階段・手摺りの状況を把握し、必要に応じて補修			
日常管理型	施設機能回復	排水施設清掃	土砂等が堆積し排水機能に支障が生じる場合に除去	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃			
		整地・土砂除去・飛砂防止	施設の機能に支障が生じるような土砂等が発見された場合に対処	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより堤防・護岸の状況を把握し、必要に応じて対処			
		流木・漂着物除去	施設の機能に支障が生じるような流木、漂着物が発見された場合に対処	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対処			

VI 資料編

1. 管内関係機関

機関名	所在地	電話番号
(国の関係機関)		
北海道地方環境事務所	稚内市末広5-6-1	0162-33-1100
稚内自然保護官事務所	稚内地方合同庁舎	
宗谷森林管理署礼文森林事務所	礼文町香深村ヘウケトンナイ	0163-86-1606
稚内開発建設部稚内港湾事務所香深分駐所	礼文町香深村ベッシュ	0163-86-1773
(道の関係機関)		
稚内警察署	稚内市大黒1丁目6	0162-24-0110
稚内警察署香深駐在所	礼文町香深村トンナイ会所前	0163-86-1110
稚内警察署船泊駐在所	礼文町船泊村ノトウシ大備	0163-87-2110
香深診療所	礼文町香深村トンナイ	0163-86-1239
(市町村の関係機関)		
礼文町役場	礼文町香深村トンナイ会所前	0163-86-1001
礼文町役場船泊支所	礼文町船泊村ウエンナイホ	0163-87-2005
礼文町教育委員会	礼文町香深村ワウシ	0163-86-2119
利尻礼文消防事務組合礼文支署	礼文町香深村トンナイ	0163-86-1119
利尻礼文消防事務組合船泊分遣所	礼文町船泊村ノトウシ大備	0163-87-2119
船泊診療所	礼文町船泊村ノトウシ大備	0163-87-2771
礼文空港管理事務所	礼文町船泊村ホロナイホ幌泊	0163-87-2082
(その他の関係機関))		
宗谷バス(株)礼文営業所	礼文町香深村トンナイ	0163-86-1020
北海電気工事(株)礼文営業所	礼文町香深村ベッシュ	0163-86-2233
陸上自衛隊礼文分屯地	礼文町船泊村沼の沢	0163-87-2458
香深郵便局	礼文町香深村トンナイ	0163-86-1760
船泊郵便局	礼文町船泊村ヲショナイ	0163-87-2760
香深漁業協同組合	礼文町香深村トンナイ	0163-86-1745
船泊漁業協同組合	礼文町船泊村ノトウシ大備	0163-87-2101

2. 水防等資材保管一覧表

品名	サイズ・規格等	保管場所	在庫数	備考
油吸着マット	直径12cm×500cm 1箱2本入	礼文出張所	6箱	もりの木太郎
油吸着マット	380mm×550mm×30mm	礼文出張所	21箱	もりの木太郎
土のう袋	480mm×620mm	礼文出張所	250枚	